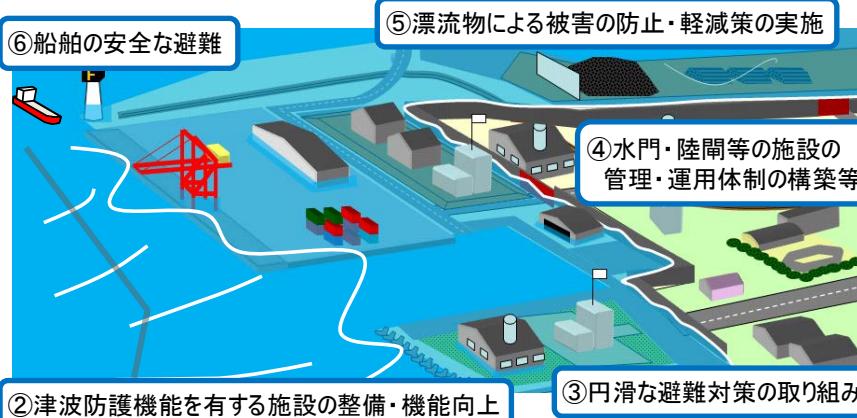


四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(概要)

<被害想定の見直し>

- ①東日本大震災を踏まえた被害想定の見直し
各地域における港湾の重要性や、港湾機能を支える機関等を勘案しながら、発災時における港湾機能の維持・継続・早期回復のために関係者が共有しておく項目として、被害想定を取りまとめる。
・想定する地震・津波の規模の設定
・想定する地震・津波による施設/漂流物量の被害想定

<津波対策>



②津波防護機能を有する施設の整備・機能向上
防潮堤等を「粘り強い構造」とすることなど、復旧・救援のために必要不可欠な施設等に係る対策については、費用対効果を勘案しつつ、その施設や機能の重要度に応じて、適切に検討する。
・防波堤の整備/改修、粘り強い化の検討、安定性・津波低減効果の照査
・防潮堤・護岸の整備/改修・粘り強い化の検討、安定性・津波低減効果の照査
・水門・陸閘等の整備/改修/統廃合の整理 など

③円滑な避難対策の取り組み
臨海部で活動する人々や来訪する人々の命を守るとともに、海上輸送の担い手の安全を確保するため、地域防災を担当する地方公共団体、港湾管理者、臨海部立地企業等とが相互連携を図りつつ、避難教育の実施、ハザードマップや避難計画の策定に向けた検討等により、地域の危機意識の向上を図る。
・臨海部における情報伝達・提供手法の検討、津波ハザードマップの整備
・臨海部における避難計画の策定、避難訓練/啓発/広報の実施
・臨海部における津波避難施設の配置

④水門・陸閘等の施設の管理・運用体制の構築等
水門や陸閘を取り扱う防災関係者の安全を確保するため、それらの門扉について、自動化や遠隔操作化を促進するとともに、作業の安全性を勘案しつつ、軽量化等による操作の簡素化や常時閉鎖等の措置を講じるとともに、それらの運用を確実に実施するための体制の構築を進める。
・水門・陸閘等の施設維持、保全の検討
・水門・陸閘等の操作の簡素化、運用体制の整備、管理方法の高度化

⑤漂流物による被害の防止・軽減
浸水が生じた場合において、堤内地や水域に臨海部の貨物等が流入することによる二次被害から臨海部や港湾機能を守るために、漂流物等による被害を防止・軽減するための対応を講じる。
・津波による漂流物の流出防止対策の検討

⑥船舶の安全な避難
船舶が避難することで安全の確保が期待される水域においては、想定される避難先の水域及び水域までの経路に係る航路や泊地等を検討する。
・船舶の安全の確保

<広域的な海上輸送の継続>

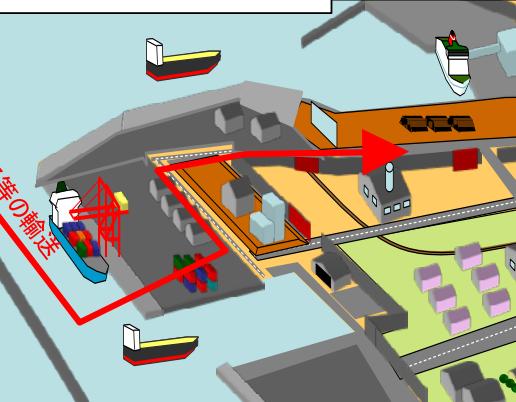
四国の広域的な海上輸送の継続計画



反映

港湾機能の継続計画(港湾ごと)

- ⑦⑫航路啓開・港湾施設復旧計画の検討
⑧⑬緊急時海上輸送の実施手順・連絡体制の整備
⑨⑭産業物流の回復目標の検討
⑩⑮協定の締結や訓練の実施による実効性の確保
⑪⑯臨海部における施設の耐震強化と液状化対策の推進



⑦航路啓開・港湾施設復旧計画の検討

海上からの救援・復旧活動を迅速かつ的確に行うため、航路啓開や港湾施設復旧のために必要な船舶からなる船団を構成し、官民が連携して救援・復旧活動を実施できるよう体制を強化し、発災後できるだけ早期に航路啓開・施設復旧を開始する。

- ・航路啓開・復旧施設の優先順位と作業手順の確立、緊急物資の搬入目標・エネルギーの供給開始目標の設定
- ・緊急物資輸送に係る各港湾の役割を決定
- ・確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制・連絡体制の構築
- ・海上から回収した漂流物の処理手順の確立

⑧緊急時海上輸送の実施手順・連絡体制の整備

人員、車両、燃料等を一度に大量に輸送できるフェリーやRORO船等の輸送能力を生かした緊急輸送に着目した、緊急時の海上輸送の体制の整備を行う。

- ・緊急物資輸送ができる船舶と係留施設の適合性調査
- ・緊急物資輸送における作業手順の確立

⑨産業物流の回復目標の検討

四国の地域経済を支える産業活動を発災後も維持するため、産業活動の維持に資する港湾施設の復旧の順序や港湾機能の回復目標についての考え方を定め、活動の再開に向けた取り組みにあたっての指針とする。

- ・産業物流の回復目標の考え方の確立
- ・産業物流に関する海上輸送の復旧に向けた広域的なバックアップ体制の確立

⑩協定の締結や訓練の実施による実効性の確保

関係者が共同で行う訓練等を通じて港湾機能の継続指針の内容を情報共有し、実効性を高めるように継続的に取り組む。

- ・航路啓開の作業船等への燃料供給に関する事業者との協定
- ・広域的な定期訓練
- ・港湾及び空港、道路の連携による輸送ネットワークの確立

⑪臨海部における施設の耐震強化と液状化対策の推進

大きな被害が想定されるものの、被災直後から利用する必要がある最低限の施設については、施設の耐震性の向上や「粘り強い構造」化などを検討する。

- ・耐震強化岸壁の活用方策の検討
- ・液状化対策を決定する考え方を検討

⑫航路啓開・港湾施設復旧計画の検討

航路啓開・港湾施設復旧作業の効率化を図るために、作業を行う船舶に水や燃料を供給する方法・体制や、海洋に流出した漂流物等の回収等に係る役割分担や回収後の漂流物等の仮置き場所について関係機関で調整を図る。

- ・港湾施設の復旧優先順位の検討、緊急物資輸送・エネルギー輸送の目標の設定
- ・施設点検/水域測量/水域啓開/応急復旧の実施体制の確保
- ・がれきの仮置場/処分場の確保
- ・港湾機能の継続指針の関係者間の連絡体制の構築
- ・確実性の高い連絡・通信手段の確保
- ・支援/受援体制の確立

⑬緊急時海上輸送の実施手順・連絡体制の整備

救援・復旧に必要な海上輸送等を行う自衛隊の艦船、大型フェリーなど、発災後に港湾を利用すると想定される船舶を時系列に従って整理し、それらの海上輸送における利用が確実となるための対策を講じる。

- ・船舶受入れ体制/荷役実施体制の確保
- ・臨港地区から輸送先までの輸送手段・方法の設定

⑭産業物流の回復目標の検討

海上保安部、四国運輸局、四国地方整備局等において、港湾機能の継続指針の策定等の主体となる港湾管理者をサポートする体制を整えた上で、被害想定に基づく緊急物資輸送活動、産業物流継続活動、人の海上輸送活動、支援及び受援等の対応方針、対応のための具体的な行動等を定める。

- ・産業物流の目標(時期・種類・量)の設定

⑮協定の締結や訓練の実施による実効性の確保

関係者が、港湾機能の継続指針の内容を自らの事業継続計画に反映することにより、実行性が確保されることが期待される。

- ・訓練の実施・協定の締結
- ・港湾機能の継続指針の内容を関係者の事業継続計画への反映

⑯臨海部における施設の耐震強化と液状化対策の推進

大きな被害が想定されるものの、被災直後から利用する必要がある最低限の施設については、施設の耐震性の向上や「粘り強い構造」化などを検討する。

- ・耐震強化岸壁の計画的な点検/維持工事/適正な管理
- ・耐震強化岸壁を持つ海上輸送の拠点の形成
- ・防波堤の性能確認/粘り強い化の検討
- ・臨港道路/ふ頭用地/護岸等の液状化対策、橋梁の地震/津波対策の検討

<その他>

⑰地域における検討体制の整備

地域ごとの状況を踏まえた検討を進めるため、県や地域ごとに協議会を常設し、港湾機能の継続指針の検討の推進や対策の進捗状況についての情報共有等を図ることができる枠組みを構築する。

- ・地域における検討体制の整備

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラムの策定について

【四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラムの概要と策定方針】

- 地震・津波対策の取り組みについて、具体的な実施内容、目標、役割分担などの行動計画をとりまとめ、アクションプログラムとして明確にする。
- 対策を体系立てて分類し、施策ごとに、関係する各機関における行動計画について、自身もしくは合議で決定する。
- その際、関係する各機関は当面の間に実施・達成すべき内容を「今後の対応」として設定する。設定に際しては、関連する他の地震・津波対策の検討状況や、対策の実施体制や予算等の実情を踏まえる必要がある。その上で、現実的かつ実効性のある対策について、できることから最大限講じることで達成できる行動計画として設定する。
- アクションプログラムは、年度ごとに内容を更新する。
例: 「今後の対応」が達成された場合 → 次のステップとして実施すべき「今後の対応」を定め、次年度にそれらを実施する。
「今後の対応」が達成途上の場合 → 当初の計画通り進捗しているか確認する。進捗していない場合は、対応方針の修正等を行う。
「今後の対応」が未着手の場合 → 着手のために必要な体制づくり等について協議する。又は実施の必要性を再検討する。
- アクションプログラムの内容は、四国全体の関係者で合意形成・情報共有を図る。定期的な会議等において、関係機関が対策の実施状況について相互に確認し合い、各機関の実施する対策同士の整合を図る。
- 各機関においては、対策の実施内容について、今後の対応等の目標が達成されるよう努めるものとする。

【四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラムの構成】

①目標・目的	②手段	③実施内容	④現状	⑤課題	対応		⑧主体
					⑥方針	⑦達成時期	
対策で必要とされる大目標	①を達成するための手段について体系化	②の最終的な施策目標	③の現在の対応等の状況	④の状況から③の目標を達成するにあたり、当面の間に解決すべき課題を列挙	⑤の課題の解決に向け当面の間に実施・達成すべき内容を列挙	⑥の達成時期 短期(1~3年)、中期(4~6年)、長期(7~10年)、随時 等を設定	③・⑥の実施主体